

市有林毎木調査および森林測量仕様書

1 総括的事項

- (1) 仕様書および図面に明示していないもの、又は疑義を生じた場合は監督員の指示に従い実施すること。
- (2) 当該作業に関する諸法令を遵守し、作業の円滑な進捗を図ること。
- (3) 作業の実施にあたっては、作業員等の安全確保に努めること。
なお、作業中に人身事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに、監督職員が指示する様式（事故報告書）で指示する期日までにこれを監督職員に提出すること。
- (4) 作業実施にあたっては造林地の保護管理、特に火災の予防に万全の措置を講ずること。

2 作業方法

- (1) 調査は、区域全般にわたり実施し、収穫の対象は胸高直径18cm以上のものとする。
- (2) 選木は、秋田県造林施業等実施基準および技術指針に基づき実施する。
- (3) 調査立木の標示は、次により行うものとする。
 - ア 皆伐については、胸高部に番号札を貼付する。
 - イ 収入間伐については、胸高部にペンキ又はテープで標示するとともに、根際に番号札を貼付する。ただし、胸高直径18cm未満の切捨て木については、胸高部にペンキ又はテープのみの標示とする。
 - ウ 調査箇所範囲を示すため、胸高部に調査木の標示とは異なる色のテープ（二段巻き）で適宜標示する
- (4) 樹高測定は、標準木調査とし、試験伐倒および測高器を用い、山側地際より梢端まで測定すること。
- (5) 立木素材の算定は、林野庁計画課編の立木幹材積表を用い、調査材積の合計は小数点以下2位止めとすること。
- (6) 見込み素材材積算定は、素材の日本農林規格の定めにより行い、原則として主要造材寸法は2.0m、3.65mおよび4.00mとし、最小末口径は16cmまでとすること。
- (7) 既存の供試木データの確認・整理を行い、採材表を作成すること。
- (8) 森林測量は、秋田県造林施業等実施基準に基づき実施すること。
- (9) 以上の調査に基づき、次の成果品を作成すること。
 - ア 立木材積調査野帳、立木本数集計表、立木材積集計表、採材集計表、作業状況写真（作業前、作業中、作業後）
 - イ 森林測量野帳、測量図、作業状況写真（作業前、作業中、作業後）
 - ウ その他必要とする書類